

様式第 7 号

意見公募手続実施結果

1 題名

水戸市景観計画（第 2 次）（素案）

2 案の公表日 令和 7 年 7 月 16 日（意見提出期限：令和 7 年 8 月 15 日）

（政策等を定める場合）

3 市民等からの意見数

計 7 人 23 件

(1) 郵 送	0 人	0 件
(2) F A X	0 人	0 件
(3) メ ー ル	7 人	23 件
(4) 直接提出	0 人	0 件

4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
景観は、社会の文化、芸術に関わるものである一方で、個人・集団の具体的かつ私財を投じた生活実践でもあります。そのように社会と個人とがせめぎ合う実践は様々ありますが、その中でも景観は時間的なスパンが長い点が特徴であり、かつ、時間の経過による変化を常に想定しなければならないものだと思います。 その意味では、都市景観の実践は、杓子定規的で無味乾燥な計画と報告で進められるべきものではなく、文芸作品を鑑賞・学習するように進んでいくべきものかもしれないと思いながら、まずは今回の計画を眺めました。 しかしながら、それを都市計画としてドキュメントにする上では、本来はもっと高度な編集やデザインが必要だったのではないのでしょうか。公文書と	景観が文化や芸術に関わるものであると同時に、人々の暮らしの積み重ねでもあるとの御意見は、本計画の基本的な考え方とも一致するものであり、重要な視点として受け止めております。また、景観の時間的変化に着目し、計画も長期的な視点で文化や記憶に対応すべきとの御意見についても、本計画に基づく今後の施策立案において参考とさせていただきます。 「文芸作品のように読む計画」や「文芸書的な編集と制度記述の併存」といった御提案は、本計画において一部導入している構成の方向性とも整合するものであり、有意義な御指摘をいただいたものと考えております。 また、編集やデザインに係る予算化の御意見につきましては、計画書の編集方法や表現手法は単なる装飾ではな

しての標準的な様式があるのかもしれませんが、たとえば本案の「コラム」のようなものは、文芸書のような編集・体裁でひとつにまとめるという方法もあるように思います。そのような体裁のものと、他方で実践編及び基準が簡潔に示された硬派な体裁の計画書という、2つの異なる様式のものを、相互に切り離せない2つで1つのものとして扱う方が、より価値あるものになったかもしれません。 しかしながら、個人の人格に密接に関わる生活文化実践と、マクロな都市計画との間のコンフリクトを、長い時間軸で捉えるものが「景観」というものとして、今回のようにその計画策定とコミュニケーション自体において、このコンフリクトを超える実践を試みたという点は、価値あるチャレンジだと思います。だからこそ、こうした計画を作成する上での編集やデザインを、無駄な装飾として捉えるのではなく、その工夫自体が公的実践の重要な要素であると考え、必要な予算化をすべきと考えます。	く、計画内容を的確に伝え、市民との質の高いコミュニケーションを促す重要な要素と認識しております。そのため、第2部第5章中「推進体制と進化管理」の本文において、これらを重要な要素として位置付け、必要な経費の確保に努める旨を追記するよう修正しました。 引き続き、制度と生活、行政と文化をつなぐことを目指し、今後作成するパンフレット等においても、内容だけでなく表現や構成について工夫を重ねてまいります。
コラムがパッションと高い批評性を感じさせるものであればあるほど、書き手の匿名性の見えなさ、視点と内容に対する責任の所在が不可視な状況に、居心地の悪さを感じてしまいます。本名が難しければイニシャルやペンネームでも良いので、人格をもった書き手の存在を示すことで、景観の計画というものが、より質的なコミュニケーションへと導かれるのではないのでしょうか。 自治体の計画はもっと「手紙」のようなものであった方がいとかねがね思っていた自分にとっては、今回の計画は大きな進展だったと思い、嬉しく	コラムについては、読み手との対話性や信頼性を高めるため、表現や構成に工夫を加えています。 一方で、景観計画は行政文書としての性格を持ち、個々の職員の意見ではなく、市としての考え方を示すものです。そのため、本計画はコラムを含め、組織として作成していることから、筆者の個人名やイニシャルは明記しない方針としました。 組織全体の立場で作成したものを発信することで、計画の一貫性と信頼性を確保し、市民に安心して受け止めていただける内容とすることを目指しています。

なりました。引き続きご調整も大変かと思いますが、完成版も楽しみにしております。	また、自治体の計画は「手紙」のようであるべきとの御意見につきまして、行政計画が市民との対話の媒体となるべきとの趣旨と理解し、第2部第5章「推進体制と進行管理」のリード文において、本計画が市民への「手紙」としての役割を担う旨を盛り込み、表現を修正しました。
平成27年10月1日に第1回水府橋モニュメント検討委員会が招集され、私は町内代表としてモニュメント検討委員になり、茨城大学小柳武和名誉教授、国交省常陸河川事務所副所長、県道路建設課長、土木事務所長、水戸市建設部長、土木学会県部会長などと会議がもたれた。鉄橋の一部を遺して兩岸に名残としてモニュメントが造られた。 築80年になる歴史的建造物水府橋の建て替えに際しては、水府橋公園の設置（橋左岸の国有地）をすべきとして考えましたが、形だけの水府橋モニュメントが右岸と左岸に作られた。残念でした。水府橋整備の一環として国土強靱化事業からみで次のことができないですかね。 最近、水府グラウンドにスタルヒン、川上、青田が試合、このことが分かりましたが、新しいモニュメントの設置をお願いします。 1932年5月 初代水府橋完成 1933年4月 陸上競技場併設した県営球場完成 1949年8月12日 巨人対大映戦2万人観衆 スタルヒン、川上哲治、青田昇が参加 1950年4月29日 2リーグ分立後、国鉄、大洋、中日など試合あり。 高校野球は1933年の完成直後から	水府橋及び水府グラウンドに関する歴史的な御紹介をいただき、感謝申し上げます。地域におけるスポーツ文化の蓄積や、そこに刻まれた記憶の重要性について、あらためて認識を深める機会となりました。 なお、本計画は、個別のモニュメント等の設置に関する要望を位置付ける性格のものではないため、御意見を計画に直接反映することはできませんので、御了承願います。 地域の歴史や記憶を都市景観の中でいかに継承し、活用していくかは、景観形成における重要な視点であると認識しており、今後の取組においてもその視点を踏まえた対応に努めてまいります。

1952 年まで、夏の甲子園予選の決勝戦を開催。豊田泰光内野手が高校 3 年の夏、水商キャプテン活躍 陸上競技場・野球場・高校野球のメッカ、その顕彰碑を建立。	
コラム的なところが充実していて、読み応えのある内容ですね。 芸術館のタワーも、しっかり景観になっているんだなと思いました。	本計画におけるコラムについて評価をいただき、感謝申し上げます。景観の一部として芸術館タワーを御理解いただけたことは、本市の景観行政にとって大変励みとなります。 今後も、身近な風景やまちの象徴的な建築物を、市民の皆さまと共有できるよう工夫を重ねてまいります。
景観計画も景観法以来 2 周目に入ってきたところが多いので、10～20 年の間で、どれくらい景観が良くなったのか、という定量的な評価をしたら良いと思います。 民間を巻き込んでやっているわけですから「協力してよかった」と思ってもらえることが大事だと思います。	これまでの取組の成果を適切に振り返り、評価していくことは重要であると認識しております。 そのため、今後は、景観の変化や市民意識の推移を捉えるための定量的な評価手法についても、他自治体の事例等も参考にしながら検討してまいります。
最近は人流のデータが充実してきましたから、従来のように幹線道路沿いに一律にかけるのではなく、特に人流が多いところの景観を重点的に押さえていく、ということも大事かと思います。	人流データをはじめとした多様な統計データの活用は、景観形成を効果的に進めるうえで重要であると考えます。 御意見の趣旨を踏まえ、第 2 部第 5 章「推進体制と進行管理」の「計画推進のサイクル」において、このようなデータを重点的な景観形成の対象区域の選定や施策の立案・評価の参考情報として活用できるよう検討を進めていく旨を説明に加えるよう修正しました。
<市の推進体制の強化について> 景観行政を実効性のあるものとして継続していくためには、担当職員の専門性が極めて重要です。景観は、まちづくりに関わる法律・制度に加え、美意識、歴史的背景、住民感情など複雑	実効性の高い景観行政を継続していくためには、担当職員の専門性の確保が重要と認識しており、本市では、都市計画課内に景観室という景観に関する専門組織を設置しております。 今後、景観行政に携わる職員が日々

な要素が絡む分野であり、長年の経験と幅広い知見、さらに市民や関係者との継続的なコミュニケーションが求められます。 素案に記載のある「職員の研修・知見習得の取り組み」は有効ですが、それにとどまらず、専門的職員の配置や専門職の採用といった方策も、今後の検討が必要と考えます。これにより、水戸市で質の高い景観行政が継続されることを強く期待します。	の実務を通じて専門性を培い、それを継続的に活かし、経験を重ねた知見を次世代へと継承していけるよう、組織運営や人材育成の仕組みを工夫し、推進体制の強化に取り組んでまいります。 なお、専門職の採用については、安定的な人材確保の難しさや処遇・育成の在り方など、様々な課題があることから、導入にあたっては慎重な検討が必要であると考えております。 さらに、第2部第5章「推進体制と進行管理」においては、外部の専門家の参画や多様な知見の活用を進め、市内部の職員育成と外部資源の活用を両立させることで、質の高い景観行政の展開に努める旨を追記するよう修正しました。
＜市民への発信体制の強化について＞ 景観は、市民一人ひとりの理解と協力があってこそ成り立つものです。現状や今後の方向性をわかりやすく、継続的に発信できる体制の整備が不可欠だと考えます。 そのためには、単なる情報発信にとどまらず、市民と双方向のコミュニケーションを継続し、「知らない」状態から「知る」→「興味を持つ」→「意識する」→「行動する」という流れを生み出すことが重要です。こうした取り組みを戦略的に進め、市民との関係性づくりまで担える専任人材を、推進体制の整備とあわせて配置することが望ましいと考えます。	景観行政は市民一人一人の理解と協力によって支えられるものであり、そのためには、わかりやすく継続的な情報発信と、双方向のコミュニケーションの場の構築が重要であると認識しております。このため、発信の内容や手法の充実に加え、市民の関心喚起から行動へのつながりを促す戦略的な取組を進めてまいります。 なお、専任人材の配置については、安定的な人材確保の難しさや処遇・育成の在り方など、様々な課題があることから、導入にあたっては慎重な検討が必要であると考えております。 そのため、本市としては、職員が景観行政を進めるために必要な発信力を培い、それを組織の中で継続的に活かし、次世代へ継承していける体制づくりに今後取り組んでまいります。 さらに、第2部第5章「推進体制と進行管理」の本市の役割においては、外部の専門家の参画や多様な知見の活

	用を進め、市内部と外部の双方の力を生かしながら、質の高い景観行政の展開に努める旨を追記するよう修正しました。
○リノベーションまちづくりの推進について 景観計画素案にある「リノベーションまちづくり」の方向性に共感致しました。とくに、建築やPRの専門的な知見を持つ団体と連携して取り組むという視点は、人口減少などの取り組むべき課題の多いこれからの社会において大切な考え方だと感じました。 歴史と共に育まれ市民生活が染み込んだ空き家や空き店舗・建て替え時期の公共建築物を再生・再構築し、まち全体に元からある魅力を再定義し、これからの時代に向けて高めていくことは、水戸の新たな風景づくりにもつながっていくと思います。 こうした取組を効果的に続けていくには、専門的な視点を行政の中にも取り入れ、市がハブとなって動く体制づくりが必要だと考えます。そのためにも、都市計画や建築、地域ブランディングなどに関する知識を持った人材を集めた専門組織を設けることを、ぜひ検討していただきたいです。市民や民間の力とうまく連携しながら、まちの価値を育てていく仕組みづくりを期待しています。	歴史や市民生活と深く結びついた建築物や空間を再生し、その魅力を改めて評価・活用しながら高めていくことは、人口減少が進行する社会において、本市の新たな風景づくりを進めるうえで非常に重要な課題であると認識しております。 このため、景観行政を総合的かつ戦略的に推進するために必要な専門的知見を備えた人材を組織的に結集し、活用していく体制の整備については、今後の課題の一つとして検討してまいります。 なお、第5章「推進体制と進行管理」の本市の役割において、推進体制の一層の強化に取り組むとともに、外部の専門家の参画や多様な知見の活用を進め、市内部と外部の双方の力を生かしながら、質の高い景観行政の展開に努める旨を追記するよう修正しました。
「偕楽園・千波湖特定ゾーン」に「逆川緑地」が抜けていることに強い違和感を覚える。下記理由から「偕楽園・千波湖特定ゾーン」に「逆川緑地」入れるべきである。 ①歴まち重点区域に入っている ②あなたが見つけた水戸の景観 30 選に選ばれている ③笠原風致地区に指定されている	逆川緑地は歴史的・景観的に重要な資源であり、偕楽園や千波湖と一体的に捉えるべき要素を多く有しています。特に、水戸市歴史的風致維持向上計画の重点区域や笠原風致地区への指定、笠原水道遺構等の歴史的資産の存在、千波湖との水系的つながりなど、区域の景観形成方針においても位置付ける意義が大きいと考えられます。

④笠原水道の遺構が残っている…光圀公の事績の中で唯一形があるもの(※1) ⑤「笠原の紅楓」は神崎八景(安積澹泊制定)のひとつ ⑥千波湖の3分の2が埋め立てられるまで、逆川は千波湖に流入していた ⑦今でも逆川緑地から千波湖に導水している(※2) ⑧ 1999年に県と市は「偕楽園公園」の名称で中心部の約300haの緑地の一体的な利用促進を図ることで整備を進めている(※3)、2006年に設立された市民団体の名称は「偕楽園公園を愛する市民の会」と「偕楽園公園」を名乗っている ※1:2028年は光圀公生誕四百年にあたる。「歴史と自然が一体のものとなって構成される遺産はさほど多くない」(水戸市教育委員会『笠原水道―第6次・10次・11次発掘調査報告書―』P54)。 ※2:1985年、本郷橋下のポンプ場から地下水を暗渠で県立近代美術館裏を経由して導水を開始した。しかし、現在は一日にわずか1時間30分のポンプ稼働に留まっている。昨秋、専門家がポンプ試験を行い、4,320 m³の導水が可能との結果が出た。 ポンプ稼働時間の大幅延長を公園緑地課に提案したのだが実現していない。 ※3:300haは都市公園として世界第2位の広さ。	このため、千波湖を景観的に捉える際に逆川緑地の存在が重要であるとの観点から、「偕楽園・千波湖特定ゾーン」の区域に逆川緑地を含めるよう修正しました。
逆川緑地は典型的な「谷津地形」(あるいは「谷戸地形」)であり、灌漑が発達する以前から桜川緑地と同様に田んぼであったと考えられます。 江戸時代には、「不動谷(フドウヤツ)」あるいは「笠原不動谷(カサハラフドウヤツ)」と言われていました。【→	歴史的な地名や呼称は、地形や土地利用の変遷を伝える「まちの記憶」として重要であると認識しております。 とりわけ逆川緑地周辺に伝わる「笠原不動谷」の呼称や「谷(やつ)」という読みは、谷津地形の特性と深く結びついた大切な要素です。

水戸市図書館デジタルアーカイブ水戸城下絵図「水戸御城下絵図」（宝暦11(1761)年～明和元(1764)年）をご参照ください。】 地形が大きく改変されることは起こりにくいものの、土地利用は変わり易く、景観も変化していきます。土地の記憶を紡いでいく方法として、地名の役割は大きいと思います。 行政地名ではなくとも、俗称として「笠原不動谷(カサハラフドウヤツ)」を残していただきたいと思います。このとき、「谷」を「ヤツ」と読むことが重要です。【→山田秀三著『関東地名物語 谷(ヤ)谷戸(ヤト)谷津(ヤツ)谷地(ヤチ)の研究』をご参照ください。】 『水戸市史(中巻 一)』P375と『水戸の水道史(第一巻歴史編)』P40に、「笠原不動谷」と書かれていますが、どう読むのか不明でした。 なお、今年度策定した「水戸市水道ビジョン」P12の水戸市水道事業のこれまでの歩みの紹介文中の「笠原不動谷」に「ふどうやつ」とルビを振っていただきました。	今後は、正式地名とは別に歴史的な呼称を資料や案内等で紹介する方法などを検討いたします。 こうした取組を通じて、地域に根差した地名の記憶を大切にし、景観の歴史性をわかりやすく伝えてまいります。
日常生活（くらし）の中の景観が蔑ろにされていませんか！ 2005年に「エリア指定区域」が導入され市街化調整区域の住宅地開発が可能になった。長く続いている超低金利政策により(1)開発事業者の資金調達、(2)住宅購入者の購入可能金額の拡大、から開発行為による住宅団地の造成が盛んになった。エリア指定区域内に数多くの住宅団地が完成したが、その景観は殺風景でプアに見える残念な光景が広がってしまったのが実態である。この問題を規制をしていく手法がないため解決は困難であるが、ハウスメーカーによっては独自のまちなみガイド	日常生活の中にある景観は、市民の暮らしの質を高めるうえで非常に重要な要素であると認識しております。本計画においても、生活空間における景観形成の視点を随所に盛り込み、その実現に向けた取組を位置付けております。 具体的には、日常生活の中の景観にも十分配慮しつつ、景観ガイドラインの作成・活用といった、市民や事業者の皆様にとってわかりやすく、実際に活用できる方策等を検討しております。景観ガイドラインでは、建築物や屋外広告物など、景観を構成するさまざまな要素ごとに望ましい考え方や配

ラインのようなものを設定している例もある。開発事業者の経営方針と購入者の嗜好の問題である。私権も絡んだ問題といえる。行政が主導して面開発を行っていくべきであったと思う。景観を見苦しくしている最大の理由は、各邸3～4台分の大きな駐車スペースである。夜間と土日は駐車車両があるが、平日の昼間は車両がなく、前面道路と併せると大きな空間ができてしまう。コストと施工性から工夫が少ないコンクリート仕上げが多いのもブアに見えてしまう原因だ。前面道路のアスファルト舗装と駐車スペースのペイメントのコンクリート仕上げは夏場は照り返しが強く、熱がこもってしまう性質があり、見苦しくもしている。ヒートアイランド現象である。また、雨水の浸透性が悪く、雨水は浸透せず流末の河川へ流れ、大雨の際の河川にかかる負荷を大きくしている。透水性の高い素材を使うなどの工夫が求められる。見苦しくしているのもう一つの要因は、緑（植栽）が少ない、あるいは緑がまったくないことである。手入れをしたくない、虫がつく、などの理由によるようである。結果として、潤いや安らぎを感じることができない空間になっている。 一方、まちなかに目を転じると、コインパーキング等の平置き駐車場空間にも問題がある。平日の昼間は駐車車両があるが、夜と土日は巨大な空きスペースになる駐車車両がどこに行ったのかというと、住宅の駐車スペースに帰っていたのだ。大きな空間の無駄である。 しかも見苦しい景観をまちなかと住宅地につくってしまったている。 さらには、マイカー通勤は個々人に	慮すべき事項を示すとともに、景観協定など地域単位での取組方法も紹介することを想定しています。さらに、緑化の不足や、コインパーキングなど平置き駐車場の景観上の課題についても、改善に向けた工夫を盛り込むことを検討いたします。 「すまいゾーン」の＜現況と課題＞については、日常生活の中にある景観が暮らしの質を高めるうえで重要である旨を追記するよう修正しました。
---	---

としては便利だが、クルマに乗っているのは一人で、エネルギー的効率が悪い。都市計画において公共交通政策に、まったく力を入れてこなかったことに起因する。モータリゼーションの進展、アメリカ的な生活様式への変化を助長してしまった。 日常生活（くらし）の中の景観が貧弱になってしまった要因は、さまざまであり効果的な対策を見出すことは困難である。日常生活（くらし）の中の景観についても力を入れていただきたい。緑（樹木）を多くすることを考えたい。	
水戸は「城下町」と言われているが、実は上市の市街地全体が「土の城のまち」である。よって上市に行くには坂を登らなければならない。 水戸は坂道が多いまちだ。 坂道は変化に富んだシークエンス景観であり魅力がある。「坂道そのものの景観」と「坂からの景観」の2つの視点でまとめてみると面白い。また、坂道を昇り降りは健康によい。 景観計画の要素に「坂道」を入れて、計画案を再構築してはどうだろうか。手始めに、いくつかの坂道に表示板(名称、謂われ、長さ、勾配など)を設置して市民の関心を高めてはどうだろうか。	水戸は坂道が多いまちであり、坂道は変化に富んだシークエンス景観を生み出す魅力的な要素であると認識しております。また、「坂道そのものの景観」と「坂からの景観」の双方に着目するという視点も、まちの魅力を再発見する上で有意義であると考えます。 本計画の要素に「坂道」を組み込み、表示板の設置等により市民の関心を高める取組については、景観資源の新たな掘り起こしや発信の観点からも意義があると考えており、本計画に基づく今後の施策立案において検討してまいります。
最近、彩度や明度の高い、明るい青色の電線を多く見かけるようになった。黒色や暗い茶色であれば目立ちにくいですが、明るい青色の電線は背景が建物や木々の緑の前で非常に目立ち乱雑な印象となっているので、架線電線類の被覆色の彩度や明度、表面の反射に制限を設ける規定を景観計画で定めてほしい。	電線・電柱は都市の景観に大きな影響を及ぼす要素の一つであり、その改善は歩きやすく快適で魅力的な道路空間の創出につながるものと認識しております。こうした観点から、景観計画においても、地域の状況に応じた無電柱化などを位置付け、道路空間の質の向上を図ることとしております。 一方で、電線・電柱は公共インフラとして市民生活を支える基盤であり、

	個別の届出対象として設置や色彩を直接制限することについては、生活等への影響も大きいことから、慎重に検討していく必要があると考えております。 今後とも、電線管理者や関係事業者との連携を図りながら、良好な景観形成に努めてまいります。
電線類の地中化を強力に推進していく規定を盛り込んでほしい。他の自治体の景観計画では電線類の地中化について明記されている。	電線・電柱は都市の景観に大きな影響を及ぼす要素の一つであり、その改善は歩きやすく快適で魅力的な道路空間の創出につながるものと認識しております。こうした観点から、本計画でも、地域の状況に応じた無電柱化等を位置付け、道路空間の質の向上を図ることとしております。 なお、「無電柱化等」という表現ではやや抽象的で分かりにくいため、「電線類の地中化（無電柱化）」と具体的に記載するよう修正しました。 今後とも、電線管理者や関係事業者との連携を図りながら、良好な景観形成に努めてまいります。
景観計画素案は努力義務が多く実効性が低いように思われる。一例として、太陽光発電施設の景観形成基準について、太陽光発電事業者の立場とすれば、植栽設置は経費を要して利回りの低下になるから設置することが事業リスクであり、設置する事業者は非常に限定されると考えられる。したがって努力義務では設置されることはほとんどないことが推測でき、実効性は低いといえるので、「緩衝帯として植栽を設け直接見えないよう目隠しを行い目立たなくするものとする」としてほしい。	本計画においては、努力義務による取組を多く位置付けておりますが、景観行政は市民や事業者の理解と協力のもとで進める性格が強く、基準や制限だけでなく、周知や啓発を通じた意識の醸成によって大きな効果を発揮するものと考えております。そのうえで、太陽光発電施設については、今回の計画で初めて具体的な景観形成基準を定めることといたしました。 なお、これまで明確な基準がない中でも、事業者の御協力により、住宅地に隣接する場所での大規模な太陽光発電施設の設置にあたり、植栽や道路後退などの景観配慮をいただいた事例がございます。 良好な景観形成を進めるには、規制

	の強化だけでなく、届出制度における対話による事業者の意識向上も大切と考えております。今後は基準の着実な運用とあわせ、事業者への啓発にも力を入れながら、より良い景観づくりに努めてまいります。
近年太陽光発電施設の建設で湿原や森林の伐採が大きな社会問題となっており報道でも大きく報じられている。 「木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限にするよう努める。」という緩い規定ではなく、他国に習い「木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積の3倍の面積の植栽をするものとする」など問題に歯止めをかけるような規定にして水戸市が先進的な道筋を作って見せてほしい。	太陽光発電施設の建設に伴う森林伐採や環境への影響は、本市としても重要な課題であると認識しております。 植栽の義務づけや規模に関する御提案については、事業者の負担や関係法令との整合性などから、直ちに導入することは難しい状況にあります。 一方で、評価の高い他の取組事例を参考としながら、本市の景観計画をより実効性の高いものへと改善していくことは重要であると認識しております。そのため、第5章「推進体制と進捗管理」の「1 計画の推進と進捗管理」において、先進的な事例を参考にし、本計画を着実に強化していく旨を追記記載するよう修正しました。
公共施設について。ひたちなか市の文化会館では大規模修繕で外壁シール材の色が修繕前に使用されていた低い明度のものから変更され、明るいグレーのシール材が打設されたことで、外壁の低い明度のタイルと調和しない状態となって美観が損なわれた。 材料選定の市の承諾願いで色彩の確認が無かったことが原因だった。色彩の選択はコスト負担を要さず美観を確保するもので注意して選択するべきと思う。 ひたちなか市で起きたような問題を担保するための施策を景観計画の規定で実現することはできないか。	公共施設は、まちの景観に大きな影響を与えることから、本計画においても良好な景観形成の先導的役割を果たすことが求められる旨を明記しております。 色彩の選択は多額のコストを要するものではなく、周辺との調和や美観を確保するうえで重要な要素であると認識しております。 そのため、今後更新する「公共施設景観形成ガイドライン」の「内容」の記載について、材料選定や色彩確認の在り方といった実務的内容を含める旨を追記するよう修正しました。

建築物に高さ制限が設けられている。しかし、高層建築物は本当に景観を損なうのか。一例として浜離宮恩賜庭園を挙げる。浜離宮の周りには高層の建築物が立ち並んでいるが、池のある庭園に茶屋の和の建築物と、遠景の高層建築物は不思議と調和し、そこに美しさを見出すことが出来る。また、高層建築物の周辺では、容積率緩和のための公開緑地や建物の間隔が広くゆったりした雰囲気です。周辺の景観も美しく感じる。同じ床面積となる「密集する複数の中層の雑居ビル」と「1つの高層建築物」とを比較しどちらが美しく見えるか。1つの高層建築物の方が美しいと感じられる。経済的な観点では、高層建築物は事業者の利益が高く市の発展につながるし、シンボルタワーは不動産価値が維持され所有者の利益にもなる。現在水戸駅前で行われている再開発では高さ制限によって20階建となっている。他県の駅前には30～50階建ての建物があるが水戸市が見劣りし発展が停滞しているように見えてしまう。高さ制限は見直しても良いのではないかと。制限すべきは建築物の外観や色彩ではないか。	高層建築物が都市に新たな魅力や象徴性を与える事例は世界各国に見られます。御意見の浜離宮恩賜庭園の事例のように、伝統的な庭園と遠景の高層建築物が調和する景観は、訪れる人々に新鮮な印象を与えるものであり、参考となる事例と考えます。 一方で、本市は、那珂川や千波湖、斜面緑地に囲まれた地形の上に市街地が広がり、台地の縁には偕楽園が位置し、千波湖畔からは水戸芸術館の塔を中心としたスカイラインが形成されています。この景観は、自然、歴史及び人々の営みにより長い年月をかけて形づくられてきたものであり、本市の特徴的な景観要素の一つです。建築物の高さは、遠景の見え方や市街地全体の調和に大きく影響を与えるため、その設定には慎重な検討が必要です。 このため、本市では、高層化そのものを否定するものではなく、地域ごとの特性や眺望の保全を踏まえ、高さに段階を設ける「高度地区」を定めています。これにより、経済的な発展と景観特性との調和を図ることを目的としています。 さらに、建築物の外観や色彩については、景観法に基づく届出制度において適切に景観誘導を行うこととしており、高さの規制とあわせて総合的に良好な景観形成に努めてまいります。
「近年、街路樹の維持管理が困難となり伐採が進むケースが見られる」とされ、街路樹の伐採を肯定する表現になっていることについて。街路樹は良好な景観を形成するほか、火災の延焼防止や風災害の低減などの防災機能や騒音低減機能、歩道の緑陰で熱中症罹患患者低減と医療費の低減も果たしているなど、様々な機能を有する。これら	街路樹は良好な景観を形成するとともに、防災や環境改善など多様な機能を担う重要な都市資源であると認識しております。そのうえで、御指摘の表現につきましては、伐採を肯定する意図で記述したのではなく、現状を説明したものでございます。 しかしながら、伐採の現実を当然視しているように誤解されるおそれがある

を代替する人工構造物に比べ安価で、損傷しても自己修復されるなど経済性が良い。日本より財政力の低い国で維持できていることが多くみられることや、新しい技術を用いて省力化や省コスト化を試みることを先に行うべき状況にある中で、景観計画の中で街路樹伐採をあたかも肯定するような表現を見直してほしい。	ることから、より適切な表現へと修正しました。
街路樹は前世代から引き継いだ資産であり次の世代へつないでいくためにも、維持管理困難を理由に伐採が先行しないよう、省力化等によるライフサイクルコストを下げる技術を導入しながら、市域樹冠率 KPI と No Net Loss（伐採時は等価以上の補植）を計画してほしい。	市域樹冠率 KPI の設定や No Net Loss（伐採時は等価以上の補植）といった考え方は、街路樹の持続的な維持・管理のあり方を考えるうえで有意義な視点であると受け止め、本計画に基づく今後の施策立案において参考とさせていただきます。
水戸市は偕楽園など優れた観光資源を有しているにもかかわらず、同種の資源を持つ岡山市や金沢市などくらべ魅力度が低いと言われることがあるのは景観計画の優劣が要因となっている可能性があるのではないか。	本市が他都市と比べて魅力度が低いと言われることが、景観計画の優劣によるものかどうかは、様々な要素が複合的に影響するため、一概に結論づけることは難しいと考えております。 しかしながら、本市は偕楽園をはじめとする優れた景観資源を有しており、本計画をしっかりと育てていくことを通し、水戸の魅力や価値の向上につながるよう取り組んでまいります。
水戸市の景観計画素案では対象地区が少ないことや、規定の多くが努力義務で実効性が低い。評価の高い他の自治体を目標とし景観計画を強化してほしい。	評価の高い他の取組事例を参考としながら、本市の景観計画をより実効性の高いものへと改善していくことは重要であると認識しております。 そのため、第5章「推進体制と進捗管理」の「1 計画の推進と進捗管理」において、先進的な事例を参考にし、本計画を着実に強化していく旨を追加記載するよう修正しました。

問合せ先 都市計画部都市計画課景観室
 担当 秋葉、磯前、権瓶
 電話 029-224-1111 内線 3421